



UR賃貸住宅のご紹介

国土交通労働組合の組合員様へ

協定制度利用で2つの特典！

組合員様個人名義でUR賃貸住宅をご契約いただくと、

通常2ヶ月分の敷金が**1**ヶ月分に！

入居日からの家賃1ヶ月分が**0**円に！
(1ヶ月フリーレント)

◆UR賃貸住宅のメリット◆

礼金・更新料が**0**円！

仲介手数料・保証人が**不要**！

～単身向けからファミリー向けまで、様々なタイプのお部屋がございます～



お部屋探し・詳細はこちら↓↓↓

https://www.ur-net.go.jp/chintai_portal/index.html

協定制度を利用したお部屋探しからご入居までの流れ

① UR都市機構営業窓口・ネットでお部屋探し

② 組合員様個人名義で仮申込・内覧

③ 契約手続を行う UR 営業センターへ入居資格確認書類の提出

④ 敷金 1 ヶ月分 及び 入居月の日割り家賃・共益費のお支払い

⑤ 賃貸借契約の締結

⑥ 鍵渡し・ご入居

協定に基づく 2 つの特典のご利用にあたっては、必ずご契約前（仮申込時 または 資格確認書類提出時）に、組合員様が UR 営業センターへ特典利用のお申出をいただき、協定書の写しをご提出、組合員証明書をご提示ください。

フリーレント適用の場合は、敷金 1 ヶ月 及び 入居月の日割り共益費のお支払い

協定書に基づく覚書の交換（敷金 1 ヶ月）
フル適用の場合はフリーレント 1 ヶ月に係る覚書の交換

営業窓口のご紹介

各都道府県の営業窓口は、UR都市機構HPにてご確認ください。

⇒弊社HP：<https://www.ur-net.go.jp/chintai/counter/>

協定制度に関するご注意

- ①御組合と弊社の間で「組合員向け住宅確保について相互協力に関する協定書」を締結しております。この協定に基づきご利用いただける特典制度です。
- ②組合員ご本人様のご契約の場合のみご利用可能です。組合員のご家族、退職された方が契約名義人になる場合は対象外です。
- ③契約締結後及びご入居後に、当制度のご利用をお申し出頂くことは出来ません。
- ④協定制度の併用・適用にかかる注意事項
 - ・次の制度との併用・適用はできません。【ハウスシェアリング制度、近居割・子育て割等】
 - ・次の住宅については適用できません。
【抽選募集住宅(新築募集賃貸住宅)、高齢者向け優良賃貸住宅、特別募集住宅、DIY住宅、健康寿命サポート住宅等】
- ⑤フリーレント 1 ヶ月特典の適用にかかる注意事項
 - ・12 か月以上の継続居住が適用条件となります。12 か月以内で解約された場合、フリーレント分のお家賃をお支払いいただきます。
 - ・フリーレント期間中も共益費はお支払いいただきます。
 - ・次の制度や住宅には適用できません。【定期借家、フリーレント住宅、そのママ割、U35 割等】
 - ・フリーレント 1 ヶ月特典は予告なく受付を終了する場合がございます。
- ⑥協定制度と併用ができない制度、適用されない住戸は変動いたします。詳細につきましては営業窓口へお問合せください。

